

土木工事等に伴う 埋蔵文化財の取扱いについて

埋蔵文化財の取扱いについては、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例などの法令によって定められています。

この冊子は、逗子市内で土木工事等を実施する際に参考にしてください。

平成 22 年 10 月

逗子市教育委員会

1、埋蔵文化財包蔵地への該当有無の照会

市内において土木工事等を計画する際には、まず、その場所が「埋蔵文化財包蔵地」（以下「包蔵地」）の範囲内か範囲外かを、市教育委員会社会教育課文化財保護係の窓口にて照会してください。なお「照会」は、土地取引、不動産調査などでも可能です。

「埋蔵文化財包蔵地」・「遺跡分布地図」とは

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財（法第92条）」で「貝づか・古墳・都城跡・旧宅その他の遺跡（法第2条）」を指します。踏査によって遺物（石器・土器・陶磁器その他の動産）が確認されたり、古地図や伝承によって場所が明らかであったり、発掘調査や土木工事によって遺構（建物跡・道路跡その他の不動産）検出された場合、その文化財が埋蔵されている可能性が高い範囲を「埋蔵文化財包蔵地」と呼び、法第95条及び県埋蔵文化財事務処理要綱第12条に基づいて地図（1/10,000図）上に示し、これを周知化したものが「遺跡分布地図」です。したがって、以下のような特徴を持っています。

地図上に示されている範囲は、遺跡の範囲を完全に確定したものとは限りません。範囲の外側周辺にも遺跡が広がっている可能性もあります。

過去に発掘調査を行った場所でも、その原因となる土木工事等の及ぶ範囲や深さに留め、それ以外が地中に保存されている場合があります。

「遺跡分布地図」は、調査等の成果を反映させ、常に範囲や内容を更新しています。利用にあたっては、最新のものを確認してください。

2、手続きのながれ

A 包蔵地内での土木工事となる場合

着工の60日前までに「届出（法第93条第1項）」を必要とします。所定の様式に工事の内容を示す図面一式を添付し、市教育委員会社会教育課文化財保護係の窓口にて2部提出してください。

また、工事予定地について、地下の埋蔵文化財の現況を調査する必要があります（県規則第40条）ので、市教育委員会あてに「試掘確認調査」を依頼してください。

工事予定地の埋蔵文化財の状況（その場所に埋蔵されているか否か、あるいは埋蔵されている深さや密度などの状態）と、計画されている工事の内容（土壌の切り盛りの有無、建物基礎の深度など）を比較し、その工事が埋蔵文化財に影響を及ぼすか否かを判断します。

A - 1 埋蔵文化財に影響を及ぼす工事と判断された場合

埋蔵文化財の保護について市教育委員会と協議してください。概ね以下の2通りの方法があります。

埋蔵文化財に影響を及ぼさないように設計を変更する。

埋蔵文化財が確認されている範囲が部分的である場合や、埋蔵深度が深い場合は、その範囲を工事範囲から除外したり、盛土を行うなどの措置を講ずることで、埋蔵文化財を現状保存したまま工事を実施することが可能であれば、本発掘調査を実施する必要はありません。

埋蔵文化財を記録保存したうえで、工事を実施する。

工事に着手する前に、工事によって毀損または滅失する埋蔵文化財について、「本発掘調査」(文化財を地中から取り出し、写真等の記録を残したうえで、それらを報告書にまとめて刊行するもの)を実施するもので、この場合の「本発掘調査」に要する経費は原則として工事主体者(調査原因者)の負担となります。

A - 2 埋蔵文化財に影響を及ぼさない工事と判断された場合

工事に着手可能ですが、念のため、根切りや切土の際に市教育委員会職員が「工事立会」をします。予め日程をご連絡ください。

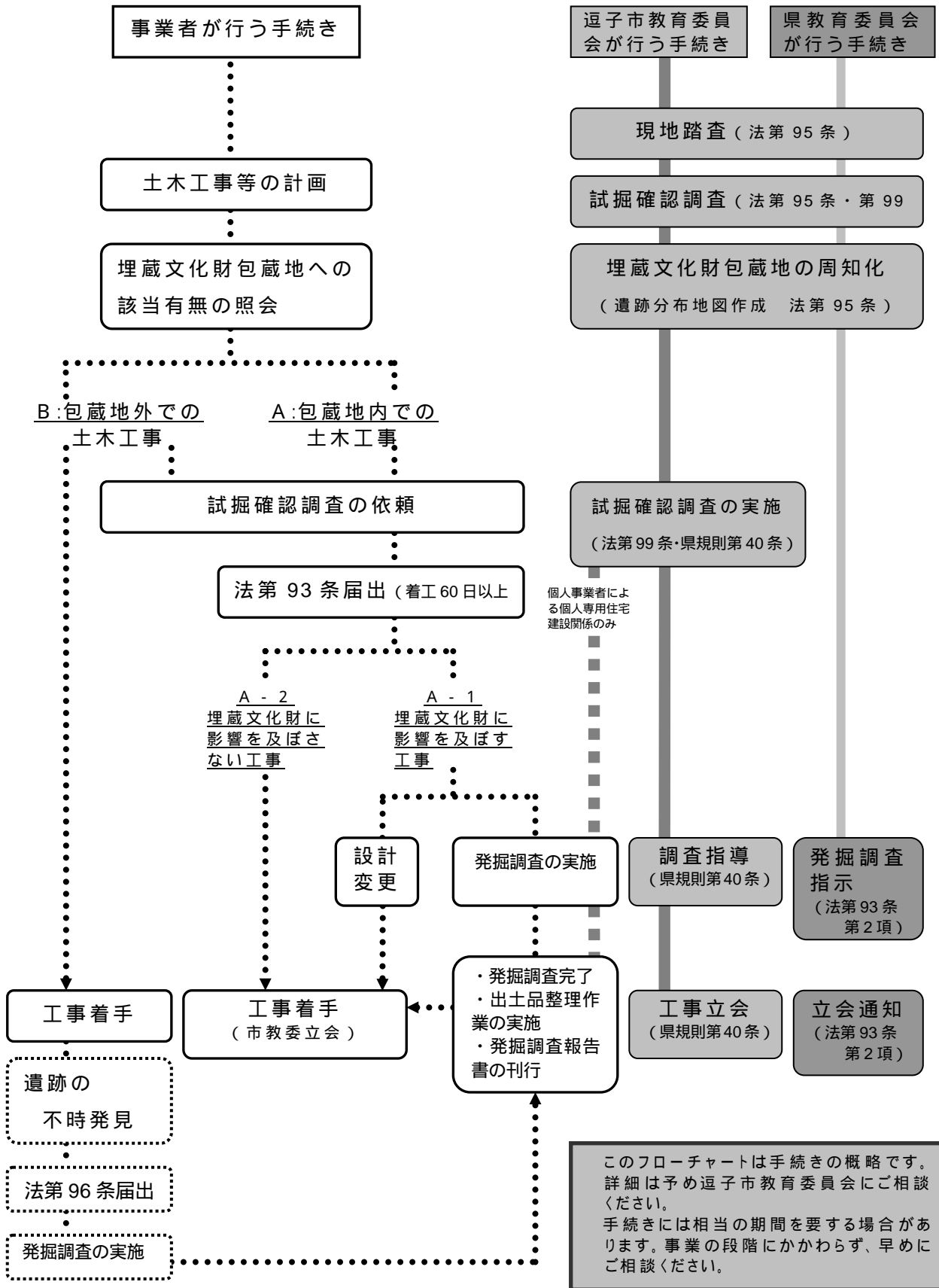
B 包蔵地外での土木工事

事前の届出は必要としませんが、工事の途中で土器などが出土し、埋蔵文化財の存在が明らかとなった場合、その現状を変更することなく遅滞なく届出を行う必要が生じます(法第96条)。また、この際、その埋蔵文化財について記録保存等を行う必要が生じる可能性もあります。

特に、包蔵地に近接する場所においては、不時発見の可能性が高く、工事の円滑な進捗に影響を及ぼす可能性が懸念されます。

このような可能性を事前に回避するため、包蔵地外であっても予め市教育委員会に「試掘確認調査」を依頼することが可能です。

土木工事等に伴う埋蔵文化財の取扱いの概略



法：文化財保護法 ((昭和二十五年五月三十日法律第二百四号)
 施行令：文化財保護法施行令 (昭和五十年九月九政令第二百六十七号)
 県条例：神奈川県文化財保護条例 (昭和五十年九月九政令第二百六十七号)
 県規則：神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則 (昭和51年4月1日教育委員会規則第14号)

文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の

法：文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

施行令：文化財保護法施行令（昭和五十年九月九政令第二百六十七号）

県条例：神奈川県文化財保護条例（昭和五十年九月九政令第二百六十七号）

県規則：神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年4月1日教育委員会規則第14号）

関係法令

規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和三十二年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えてはならない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えないこととなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

文化財保護法施行令（昭和五十年九月九政令第二百六十七号）（抄）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

（3～7 略）

神奈川県文化財保護条例（昭和五十年九月九政令第二百六十七号）（抄）

（市町村が処理する事務の範囲）

第36条の8 次の各号に掲げる事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、それぞれ当該文化財の所在する地域を管轄する市町村が処理することとする。

（1）法及び法の施行のための教育委員会規則に基づく次の事務

ア 法の規定により、教育委員会に提出し、又は教育委員会を経由して文部科学大臣若しくは文化庁長官に提出する届書その他の書類を受理し、及びこれを教育委員会に送付すること。

イ 法の規定により、教育委員会が発し、又は教育委員会を経由して文部科学大臣若しくは文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知を行うこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、教育委員会規則に基づく事務で別に教育委員会規則で定めるもの

（2）この条例及びこの条例の施行のための教育委員会規則に基づく次の事務

ア この条例の規定により、教育委員会に提出する届書その他の書類を受理し、及びこれを教育委員会に送付すること。

イ この条例の規定により、教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知を行うこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほかこの条例の施行に係る事務のうち、教育委員会規則に基づく事務で別に教育委員会規則で定めるもの

神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年4月1日教育委員会規則第14号）（抄）

第37条 条例第36条の7第1項の規定による文化財の譲与又は譲渡（以下「譲与等」という。）は、市町村の申請に基づいて行うものとする。

2 前項の申請を行う市町村は、出土文化財譲与等申請書（第28号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、文化財を市町村において活用することが適当と認める場合は、市町村に対し当該文化財の譲与を申し出、当該市町村の同意を得て、これを譲与することができる。

4 条例第36条の7第2項の規定による申請は、出土文化財譲与等申請書を教育委員会に提出して行わなければならない。

（現況調査及び協議）

第38条 教育委員会は、法第92条第1項（法第93条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項の規定による届出並びに法第94条第1項及び第97条第1項の規定による通知を受理したときは、届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況を調査し、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について届出者又は通知者と協議を

法：文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）

施行令：文化財保護法施行令（昭和五十年九月九政令第二百六十七号）

県条例：神奈川県文化財保護条例（昭和五十年九月九政令第二百六十七号）

県規則：神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年4月1日教育委員会規則第14号）

関係法令

行うものとする。

(発掘の指導及び助言)

第 38 条の 2 教育委員会は、法第 92 条第 1 項の規定による発掘に関して、届出者に対し埋蔵文化財の保護上必要な指導及び助言を行うものとする。

(分類等)

第 39 条 教育委員会は、法第 105 条第 1 項の規定により県に所有権が帰属した文化財について、その活用のための分類を行い、及び台帳を作成するものとする。

第 7 章 市町村が処理する事務

(市町村が処理する事務の範囲)

第 40 条 条例第 36 条の 8 第 1 号ウの教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 38 条に規定する事務のうち次に掲げるもの

ア 法第 92 条第 1 項(法第 93 条第 1 項において準用する場合を含む。)及び第 96 条第 1 項の規定による届出(県が出資している法人からの届出を除く。)に係る埋蔵文化財の現況の調査及び届出者との協議

イ 法第 94 条第 1 項及び第 97 条第 1 項の規定による通知(当該市町村及び同市町村が出資している法人からの通知に限る。)に係る埋蔵文化財の現況の調査及び通知者との協議

(2) 第 38 条の 2 に規定する事務(財団法人かながわ考古学財団が行う発掘に係る事務を除く。)

(3) 前条に規定する事務のうち次に掲げるもの

ア 法第 105 条第 1 項の規定により県に所有権が帰属した文化財のうち法第 102 条第 2 項に規定する文化財であつて、法第 92 条第 1 項の規定による発掘によって発見されたもの(財団法人かながわ考古学財団が発見した文化財を除く。)の活用のための分類及び台帳の作成

イ 法第 105 条第 1 項の規定により県に所有権が帰属した文化財で法第 99 条第 1 項の規定により当該市町村が施行した発掘によって発見されたものの活用のための分類及び台帳の作成

2 条例第 36 条の 8 第 2 号ウの教育委員会規則で定める事務は、この規則の規定により、教育委員会又は教育長に提出する届書その他の書類を受領し、及び教育委員会に送付することとする。

文化財の保護にご理解とご協力を!

埋蔵文化財に係る手続きは、土地の開発行為に伴って、財産権の行使と「貴重な国民的財産(法第 4 条第 2 項)」である文化財の保護という公益との適合について、ご協力をお願いするものです。

埋蔵文化財は、いったん土地の形状を変えてしまうと、二度と元に戻りません。一方で、その全てを現状保存することは現実的に不可能です。したがって土木工事等に先立って行う埋蔵文化財の発掘調査は、現物に代わる記録保存措置です。

市教育委員会では、公費負担による試掘確認調査の実施など、可能な限りの努力をしておりますので、事業者の皆様も、文化財の保護にご理解とご協力をお願いいたします。

逗子市教育委員会教育部
社会教育課 文化財保護係(市役所 5 階)
〒249-8686
Tel : 046-873-1111 内線 518・519
Fax : 046-872-3115
E-Mail : syakaikyoku@city.zushi.kanagawa.jp